

三次市
新庁舎建設基本計画
(案)



三 次 市

< 目 次 >

計画策定の背景	3
1 新庁舎建設の経緯	3
2 現庁舎の現況と課題	3
3 新庁舎建設の必要性	6
4 新庁舎建設推進体制	7
基本理念	10
1 新庁舎建設の基本理念	10
基本方針	11
1 新庁舎建設の基本方針	11
庁舎の位置	13
1 新庁舎建設用地	13
2 建設用地の所在	13
庁舎の機能	14
1 アクセス機能	14
2 窓口機能	14
3 行政機能	15
4 防災・災害復興の拠点機能	15
5 市民交流機能	15
6 議会機能	16
7 環境共生機能	16
8 シンボル機能	16
庁舎の規模	17
1 規模算定の前提条件	17

2	庁舎の規模	17
3	駐車場の規模	17
4	庁舎の配置	18
5	事業費	19
6	事業スケジュール	19
	今後の課題	20
1	行政サービスの向上	20
2	周辺用地の確保	20
3	庁舎周辺のまちづくりとの連携	20
4	事業費の抑制	20
5	施設の有効活用	20
6	仮庁舎への移転	20
	資料編	22
1	三次市新庁舎建設事業市民懇話会	23
2	三次市新庁舎建設推進本部	35

計画策定の背景

1 新庁舎建設の経緯

三次市役所本庁舎は、本館が昭和30年12月に、東館が昭和60年10月に建設され、多様化・高度化する行政需要に対応してきました。

しかし、建物の面積が狭隘なことから、福祉・子育て部門を三次市福祉保健センターへ配置するなど本庁舎外に分散配置せざるを得ない状況が続いており、来庁者の皆さんにご不便をおかけしています。

特に建設後約56年が経過する本館は、施設の老朽化による耐震性への不安から、市の行政運営並びに防災・災害復興拠点として、果たすべき役割が十分に担えない状況です。

新庁舎建設については、平成16年4月の市町村合併時に、合併協議会等で協議・検討が行われ、新市のまちづくりにおいて必要性が高い事業との判断から、平成26年度を終期とする新市まちづくり計画事業に計上されているところです。

合併から8年目を迎え新市まちづくり計画の計画期間の終了が迫る中、優先して事業を進めてきた斎場、市民ホールなど市民ニーズの高い大型事業に一定の目処がついたため、今後の三次市の行政運営の拠点となる新庁舎を建設することにしました。

2 現庁舎の現況と課題

本庁舎のうち、本館は昭和30年の建設以来56年が経過しようとしています。現庁舎の抱える現況と課題を示します。

(1) 部署の分散配置による来庁者の利便性の低下

本館と東館で構成する本庁舎には、本庁機能の多くを配置していますが、建物面積が狭隘であり事務量に応じたスペースが十分に確保することができないため、一部の機能を三次市福祉保健センター（福祉保健部、子育て支援部）、みよしまちづくりセンター（教育委員会）など複数の施設に分散配置せざるを得ない状況が続いています。

このため来庁者の皆さんには申請・登録等の手続を行う際に施設間の移動が必要な場合があるなどの負担が生じており、十分なワンストップサービスが提供できていません。

また、会議・打ち合わせスペースの不足や関連部署間の連携が非効率となるなど、行政運営にも支障が生じています。

【本庁舎の現況】

(平成23年8月1日現在)

区 分	本 館	東 館
建 築 年 次	昭和30年12月	昭和60年10月
構 造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造4階建
敷 地 面 積	4,575 m ²	
延床面積(建築面積)	2,209.9 m ² (715.7 m ²)	2,515.0 m ² (628.75 m ²)
組織・機構の配置	市議会(議会議務局) 市長室・副市長室 <u>総務部</u> 総務課, 秘書広報課 <u>地域振興部</u> 地域振興課, 企業誘致課 企画調整課 <u>財務部</u> 課税課, 収納課 会計課 選挙管理委員会事務局	<u>産業部</u> 農政課, 商工観光課 農業委員会事務局 <u>建設部</u> 土木課, 都市整備課 建築住宅課 監査事務局 <u>総務部</u> 危機管理課 <u>財務部</u> 管財課, 財政課 <u>総合窓口センター</u> 市民生活課, 保険年金課 環境政策課
職 員 数	98人	137人
駐車場(来客用)	56台(内, 障害者用3台)	
駐車場(公用車)	51台	

【本庁機能の分散状況】

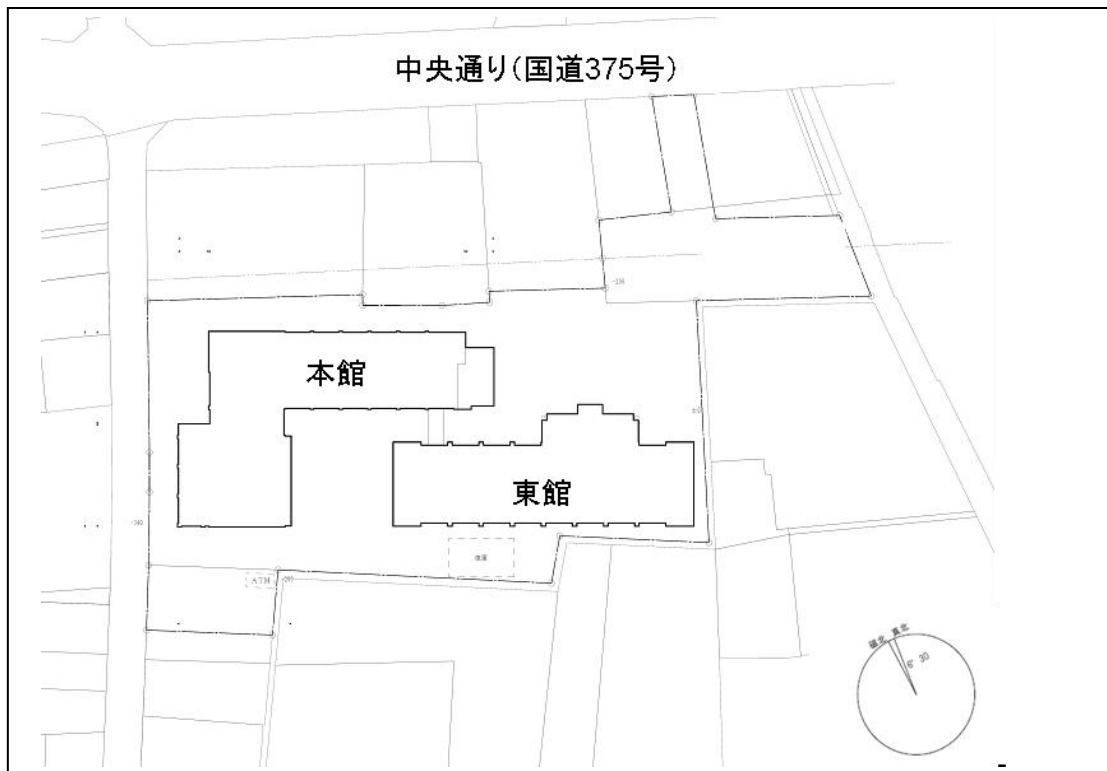
(平成23年8月1日現在)

区 分	組織機構の配置	職員数
福祉保健センター	<u>子育て支援部</u> 育児支援課, 保育課 <u>福祉保健部</u> 社会福祉課, 高齢者福祉課	36人
生涯学習センター	<u>福祉保健部</u> 高齢者福祉課, 健康推進課	28人
青少年女性センター	<u>地域振興部</u> 地域振興課	4人
みよしまちづくりセンター	<u>教育委員会</u> 教育企画課, 学校教育課 社会教育課	42人
水道庁舎	<u>水道局</u> 水道課, 下水道課	31人
市立三次中央病院	<u>福祉保健部</u> (地域包括支援センター)	5人

【庁舎の配置状況】



【現庁舎配置図】



(2) 災害時の不安

巨大地震（震度6強以上の地震）が発生しても倒壊しない基準とされている「新耐震基準」は昭和56年に定められました。昭和30年建設の本館はこの耐震基準を満たしていないため、巨大地震発生時には倒壊の危険性があり、庁舎に求められる防災並びに大規模災害発生時の復旧・復興拠点としての機能を果たせないことが考えられます。

(3) ユニバーサルデザイン（全ての人が使いやすいデザインをめざす考え方）への対応不足

庁舎は、様々な利用者が訪れる場所であり、誰にでも利用しやすい施設とする必要があります。特に、高齢者や障害者に配慮した対応が求められます。

現庁舎では、これまで可能な範囲で障害者用トイレを設置するなどの対応を行ってきましたが、本館にはエレベーターが設置されていないなど十分な内容となっていません。

(4) 設備の老朽化

空調設備や給排水設備などは老朽化により機能低下が著しく、これまでも冷暖房設備の故障、雨漏り、排水管からの漏水、窓ガラスの破損などが生じており、抜本的な設備改修が必要となっています。

3 新庁舎建設の必要性

(1) 利便性の向上

新庁舎には、来庁者の利便性を向上するため、分散配置となっている部署のうち来庁者の利用頻度の高い窓口の集約が求められます。

窓口機能の集約と東館を含めた窓口配置の見直しにより、ワンストップサービスの拡充、来庁者の本庁と他の施設との移動に対する負担の解消及び行政の効率化による迅速な行政サービスの提供が可能となります。

(2) 防災・災害復興の拠点

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定以上の強い地震と津波によって、防災・災害復興の拠点となるべき庁舎に壊滅的被害を受けた自治体が少なくありませんでした。

新庁舎には、災害復興の拠点機能を備え、災害時の市民等の一時避難場所ともなり得る機能が求められます。

(3) 中心市街地の活性化

新庁舎には、市の中心部であり利便性の高い現在地への建設によって、市民等多数の来庁者が集う施設として、賑わいの創出など中心市街地の活性化に寄与していくことが求められます。

(4) 有利な財源の活用

新庁舎建設に係る主な財源には合併特例債の活用を予定しています。庁舎に対して国等からの財源に限りがある中で、合併特例債は償還の7割が地方交付税によって国から補てんされる有利な財源です。

ただし、現在の制度においては、本市では平成26年度末までが活用可能な期限であり、平成27年度以降は合併特例債を活用することはできません。

このため、市の財政負担を最少限に抑えるには、合併特例債が活用可能な平成26年度末までに事業を完了することが必要です。

4 新庁舎建設推進体制

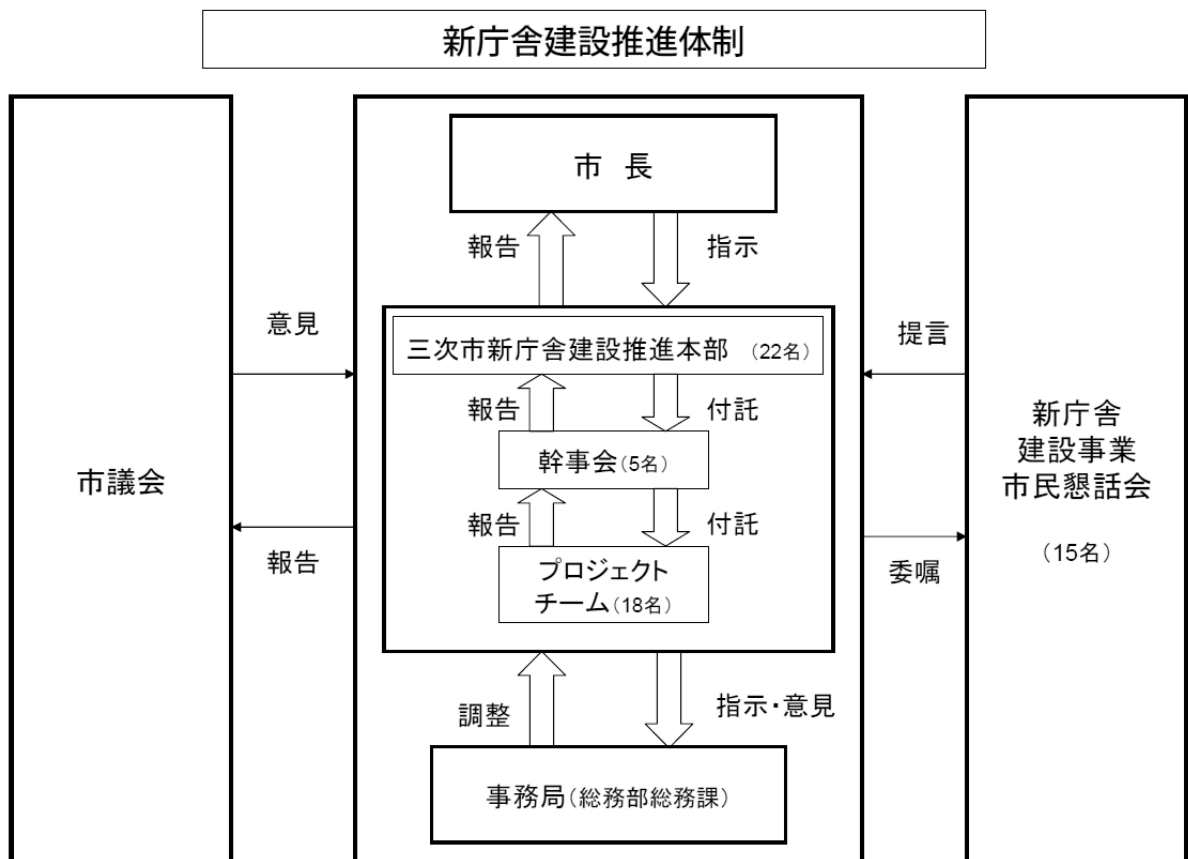
(1) 三次市新庁舎建設事業市民懇話会

庁舎の利用者である市民及び関係団体等の皆様のご意見を新庁舎建設に反映するため、15名の委員で構成する「三次市新庁舎建設事業市民懇話会」を設置しました。

市民懇話会では、現庁舎の現況と課題について把握し、先進事例の調査等、計4回の会議を開催され、検討・協議した結果を市に提言されました。

(2) 三次市新庁舎建設推進本部

庁内においては、副市長を本部長とし、全部局長等で構成する「三次市新庁舎建設推進本部」を設置し、新庁舎の規模及び機能等について検討を進めてきました。



【三次市新庁舎建設事業市民懇話会 検討経過】

月 日	会議名	内 容
平成23年 10月13日	第1回	(1) 市民懇話会の任務と進め方について (2) 現庁舎の現況と課題について
11月 4日	第2回	先進事例調査 ・ 山口県岩国市 ・ 広島県安芸高田市
11月14日	第3回	新庁舎建設事業に対する提言について
11月25日	第4回	新庁舎建設事業に対する提言について
12月 2日	-	「三次市新庁舎建設について(提言)」を市長に提出

【三次市新庁舎建設推進本部 検討経過】

月 日	会議名	内 容
平成23年 7月19日	推進本部 (第1回)	(1) 新庁舎建設事業の推進体制について (2) 新庁舎建設に向けたスケジュールについて (3) 新庁舎建設基本構想の策定について
7月25日	幹事会 (第1回)	新庁舎建設の取組について
8月 4日	プロジェクトチーム (第1回)	新庁舎建設事業の推進体制について
8月22日	プロジェクトチーム (第2回)	新庁舎の建設位置, 規模について
8月23日	幹事会 (第2回)	新庁舎の建設位置, 規模について
8月31日	推進本部 (第2回)	新庁舎の機能について
11月25日	幹事会 (第3回)	新庁舎建設基本計画(素案)について
11月28日	推進本部 (第3回)	新庁舎建設基本計画(素案)について
12月16日	推進本部 (第4回)	新庁舎建設基本計画(案)について

基本理念

1 新庁舎建設の基本理念

三次市新庁舎建設事業市民懇話会において，新庁舎の規模及び機能などについて検討・協議が行われ，その結果が提言されました（P25「資料編」参照）。

市においては，その提言内容を尊重し，次のとおり新庁舎建設の基本理念を定めます。

(1) 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

福祉，防災，市民協働分野において横断的な行政サービスの提供が求められています。現状では，部署の分散配置によって，一つの行政サービスを利用するために，利用者自らが関連部署を移動することが必要な場合があります。

このため，新庁舎建設によって，分散配置している各部署を可能な限り新庁舎に集約し，ワンストップサービスの拡充を推進します。

(2) 市民生活のセイフティネット（安全網）としての役割

市庁舎には，災害時，非常時において市民を守るセイフティネット（安全網）としての役割が求められます。

このため，地震や水害などの災害時に被災した市民を支援する災害支援拠点機能と，災害からの復旧・復興拠点機能を有した施設とします。

(3) 市民協働の推進

道路や公園のアダプト制度（市民や民間事業者等が道路や公園の清掃などの活動を行う制度），行政サービスの民間委託など市民と行政との協働が進められています。

新庁舎建設に併せて，窓口業務などの行政サービスに民間企業や市民ボランティア等が参画する仕組みを検討していきます。

(4) 市民に親しまれる建物

地域風土に根ざした市役所として機能するため，新庁舎建設においては，交通アクセスのしやすさ，市民の憩い・くつろぎの場，景観・街並みとの調和について配慮します。また，季節の移ろいが感じられる，周囲の自然環境等に配慮した，環境共生時代にふさわしい建物とします。

基本方針

1 新庁舎建設の基本方針

(1) 思いやりにあふれた快適な市民空間の実現

少子高齢社会の中で、特に高齢者や障害者、幼児等を伴った保護者等に配慮して、バリアフリーデザイン（障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方）、ユニバーサルデザイン（全ての人がいやすいデザインをめざす考え方）に基づく利用者目線でのデザインを行います。

什器（日常使用する器具・家具類）や備品などが効率的に収納・保管できるように書庫、収納スペースを十分に確保します。

庁舎玄関などには、地域の素材を用いて、三次市の庁舎として相応しい形や色使いを行います。

(2) 集約された利便性の高い行政サービス

新庁舎建設によって、分散配置している各部署について、組織・機構の改編等を踏まえ、利用頻度の高い部署を優先的に集約し、来庁者の利便性が向上するよう機能的に配置します。また、事務の効率化によって迅速な行政サービスが高まるようIT技術、自動発行機等の利用可能性についても検討していきます。

(3) 防災性に優れた庁舎

新庁舎は、高齢者や障害者等の災害弱者に配慮し、防災拠点としての機能（一時避難場所、災害後のケア、食料及び情報の集約・提供）を有した施設とします。

(4) 規模・配置

社会経済情勢が低迷し、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、新庁舎建設においては、必要最少限の事業費に経費を節減する必要があります。

このため、東館を引き続き活用するとともに、組織・機構の改編等を踏まえ、利用頻度の高い部署を優先して新庁舎に配置し、新庁舎の規模を必要最小限に抑えることとします。

また、駐車場が不足するため、周辺の民間用地の購入等による用地確保に取り組みます。

- (5) 市民に公開された計画・設計・建設手法
市民協働の観点から，新庁舎建設に対する意見募集，広報紙やホームページ等を利用し，事業の進捗状況等について情報提供を行います。

庁舎の位置

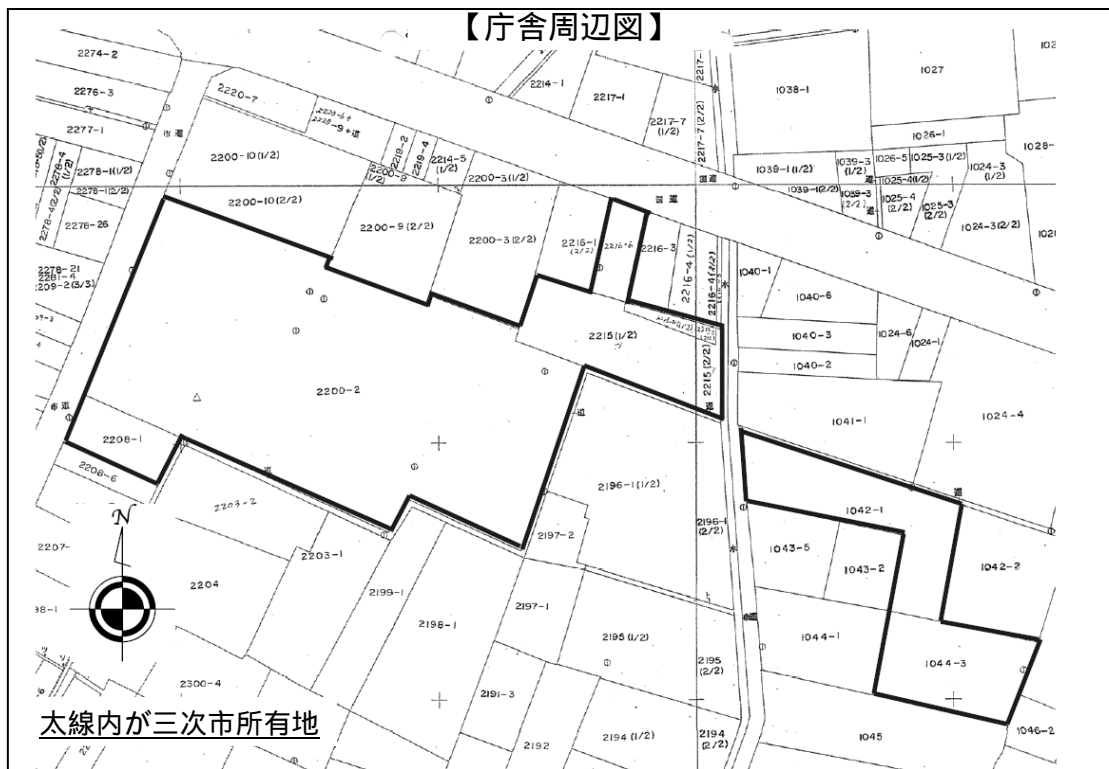
1 新庁舎建設用地

新庁舎の建設用地については、次の理由から現在地が適当と判断しました。

- (1) 市の所有地であり、東館が引き続き活用できるため、新庁舎の規模を必要最小限にできること。
- (2) 中心市街地に位置しており、来庁者の利便性が高いこと。
- (3) 来庁者等の交流などにより市街地活性化への効果が期待できること。

2 建設用地の所在

項目	内容
所在地 (住居表示)	三次市十日市中二丁目2200番2外 (三次市十日市中二丁目8番1号)
敷地面積	4,575㎡(平成23年4月1日現在)
用途地域	第一種住居地域, 商業地域
建ぺい率	60%, 80%
容積率	200%, 400%



庁舎の機能

1 アクセス機能

- (1) タクシーや自家用車での送迎がしやすくなるよう、タクシーや自家用車の乗降場、送迎用待合スペースを設けます。また、バス利用者の利便性の向上を図るため、関係機関等にバスの運行本数の増便などについて要望するとともに、バス停留所の市庁舎付近への設置について検討します。
- (2) 高齢者、障害者、乳幼児を伴う保護者等にも利用しやすいよう、できるだけ広い玄関スペースを確保します。また、悪天候時にも利用しやすいよう、玄関前スペースや送迎用待合スペースに屋根を設けることを検討します。
- (3) 周辺用地の確保に努め、国道等からの出入口や来庁者用駐車場の整備を行います。

2 窓口機能

- (1) 新庁舎建設に併せて東館の整備を行い、利用者の動線を考慮した表示位置、表示の大きさ、目的別に色分けした表示などによって、高齢者や障害者にとってもわかりやすく、使いやすい施設とします。
- (2) 来庁者にとってわかりやすい番号表示、点字サインなどの総合案内板を設置します。
- (3) 来庁者の利用頻度の高い窓口は、できるだけ低層階に集中配置し、誰もが利用しやすく、ワンストップサービスの拡充が図れるよう機能的・効率的な配置とします。
- (4) 証明書の発行など迅速な対応が求められる部門には立って対応するカウンター（ハイカウンター）を、届出・相談などきめ細やかな対応が必要な部門には、着座して対応するカウンター（ローカウンター）など、業務の内容によって窓口の高さに配慮します。
- (5) 届出・相談などの部門のカウンターには、仕切り板を設置するとともに、用途に応じた相談スペース等を配置し、相談者等のプライバシーの保護に配慮します。
- (6) 利用者数に応じた待合スペースを確保し、明るく入りやすい窓口空間をつくります。
- (7) 窓口業務などの行政サービスに民間企業や市民ボランティア等が参画する仕組みについて検討します。

3 行政機能

- (1) 関係部署間の連携が容易となるよう、事務室、会議室、共用部の動線に配慮した配置とします。
- (2) 将来の機構改革等にも対応可能な執務空間とします。
- (3) 可動式間仕切り等により、各種協議・調整など必要に応じて柔軟に活用できる会議室・打合わせスペース等を設置します。

4 防災・災害復興の拠点機能

- (1) 地震や風水害などの大規模災害発生時に、地域の防災組織や関係機関と連携して、迅速に有効な対応・対策がとれる防災・災害復興拠点としての機能を有した施設とします。
- (2) 市民の安全・安心な生活を支える施設として、大規模災害発生時には、市民等の一時避難場所としても利用可能な会議室等を設置します。
- (3) 災害時には、災害対策本部として使用可能な会議室を設置します。
また、防災計画に基づき関係機関と機能的連携が図れるよう、情報通信設備等の整備を行います。
- (4) 災害発生時に電気や水道などのライフラインが停止しても機能することが可能な電気・機械設備の導入、屋上へのヘリポート設置について検討します。

5 市民交流機能

- (1) 誰もが訪れやすく、新たな交流が生まれるような、多目的利用が可能なスペースの設置について検討します。また、展望や安らぎの空間としての屋上開放について検討します。
- (2) 市の産業、資源、特産物等を紹介する情報コーナーを設け、市政、イベント、観光情報などの情報が共有できるスペースを設置します。
- (3) 議会中継、審議会等の開催状況、災害、観光・イベント、特別職等の在席状況などの情報を提供する大型モニターをロビーに設置します。
- (4) ボランティア、各種団体が利用可能な会議室や多目的室の設置について検討します。
- (5) 乳幼児を伴う保護者等が安心して利用できるよう、授乳室やオムツ換えができるスペース、安心して子どもを遊ばせられるキッズスペースの設置について検討します。

6 議会機能

- (1) 意思決定の議決機関として、落ち着いた雰囲気の中で市民の代表として十分な審議や調査研究が行えるような配置に配慮します。
- (2) 円滑な議事運営ができるよう機能性に配慮した議場及び委員会室等を設置します。
- (3) 会派等の議員数の変更に対応できるよう、可動式の間仕切りを有した控室を設置します。
- (4) 議場には、災害発生時などに一時的に防災スペースとして使用ができるよう可動式の机や椅子の整備を検討します。
- (5) 市民に身近な議会として、市民が気軽に来庁し、傍聴できる議場、委員会室の構成に配慮します。
- (6) 議会の開催状況、議員の出席状況など議会情報を提供する大型モニターをフロアに設置します。

7 環境共生機能

- (1) 三次市の気候風土を考慮し、夏・冬ともに熱効率のよい寒冷地にふさわしい建物とします。
- (2) 自然採光設備や太陽光・地中熱などの新エネルギー機器、雨水利用設備等を導入し、庁舎から発生する環境負荷を低減します。
- (3) 耐久性に配慮し、長期にわたり維持管理経費が抑制できる施設とします。

8 シンボル機能

- (1) 市の歴史・文化、産業、資源、特産物等を紹介する情報コーナーを設け、市政、イベント、観光情報などの情報をPRするスペースを設置します。
- (2) 市のシンボルとして、三次らしい施設となるよう景観に配慮した形や色使いに配慮し、エントランス（玄関口）への地域産材の使用を検討します。
- (3) 市の歴史・文化等を示したモニュメント（記念建造物）などの設置について検討します。

庁舎の規模

1 規模算定の前提条件

庁舎の規模を算定するための前提条件としては、議員数、職員数が考えられます。

(1) 議員数

現行定数の26人とします。

(2) 職員数

職員数については、行政ニーズや事務量に応じた今後の職員数の変動及び分散配置となっている部署の集約を考慮する必要があります。

このため、三次市行財政改革推進計画に基づき、平成27年度当初の計画職員数（病院医療職を除く。）587人を基準とし、組織・機構の改編等を踏まえ、利用頻度の高い部署を優先的に配置することとして、職員数を算出しました。

なお、本庁舎に配置する部署の職員数については、新庁舎及び東館に配置する部署の職員数を合算しています。

項目	人数
議員数	26人
特別職	3人
本庁舎（新庁舎及び東館）に配置する職員数	約300人

2 庁舎の規模

「地方債事業費算定基準（総務省、平成22年度で廃止）」を参考として算出した場合、本庁舎全体の延床面積は、約8,515㎡と試算されます。

本庁舎全体の延床面積から東館の延床面積を差し引き、新庁舎の面積を約6,000㎡と算出しました。

なお、新庁舎の高さについては、建築基準法による建物の高さ制限などの法規制に基づき7階建までとします。

【本庁舎延床面積の内訳】

新庁舎	東館	合計
約6,000㎡	2,515㎡	約8,515㎡

3 駐車場の規模

来庁者用駐車場については、新庁舎建設に伴い部署の集約を行うため、

現行の台数（56台）では大幅なスペースの不足が予測されます。

他市の事例等を参考として、来庁者用駐車場の必要台数を150台とし、庁舎敷地の隣接地等の確保に努め、必要なスペースを整備します。

公用車駐車場については、現在の公用車台数に加えて、部署の集約によって想定される必要な駐車スペースを庁舎近隣に整備します。

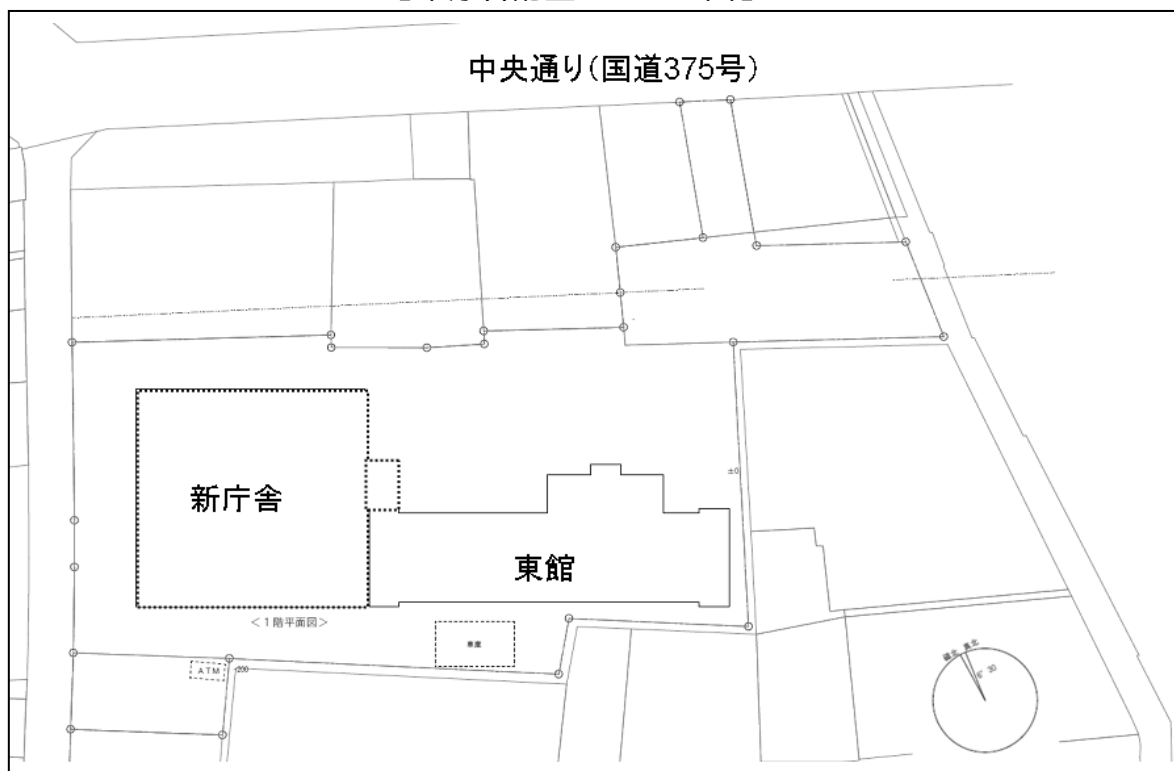
4 庁舎の配置

庁舎の配置については、来庁者がわかりやすく利用しやすい施設とするため、東館と接続した施設とします。

特に、新庁舎、東館ともに1階に配置する部署については、それぞれが機能的・効率的な配置となるよう配慮します。

なお、本庁舎に配置する部署については、来庁者の利用頻度の高い窓口を集約しますが、具体的な配置については、「庁舎の機能（P14）」の考え方にに基づき、今後の行政ニーズや組織・機構の改編等を踏まえて検討していきます。

【本庁舎配置イメージ図】



この図は、新庁舎の配置をイメージしたものであり、確定したものではありません。

5 事業費

事業費については、概算事業費を約24億円としました。詳細な事業費については、今後、基本設計及び実施設計を進めるうえで、精査していきます。

主な財源としては、合併特例債の活用を予定しています。庁舎建設に対しては国等からの財源に限りがある中で、合併特例債は元利償還金の7割が地方交付税に算入される有利な財源であり、市の財政負担を減らすことができます。

6 事業スケジュール

合併特例債は、合併年度から11年間活用できる起債で、本市においては、現行制度上、平成26年度末までが活用可能な期限となっています。

このため、合併特例債が活用可能な平成26年度末までに事業を完了することとします。

【新庁舎建設に係る主な年度別スケジュール】

年 度	内 容
平成23年度	基本計画，基本設計
平成24年度	基本設計，実施設計，仮庁舎建設，仮庁舎へ移転，本館解体工事
平成25年度	建設工事
平成26年度	建設工事
平成27年度	新庁舎での執務開始

今後の課題

1 行政サービスの向上

引き続き，支所などの本庁舎以外の部署との連携，手続の一本化等による市民の利便性の向上について検討していきます。

2 周辺用地の確保

来庁者の多くが交通手段として自家用車を利用している状況にあり，国道等からの出入口の整備と来庁者用駐車場をはじめとした駐車スペースの確保が必要です。

これらを整備するには，現在の市所有地では不足するため，庁舎周辺の地権者の理解と協力を得ながら，周辺用地の確保に取り組みます。

3 庁舎周辺のまちづくりとの連携

中心市街地に立地する庁舎は，来庁者等の交流を生み出すことにより，市街地の活性化への効果が考えられますが，さらに大きな効果が得られるよう，地域団体や商店街等のイベントに活用できるようなスペースとして検討していく必要があります。

4 事業費の抑制

本計画で概算事業費を算出していますが，財政負担を軽減するため，今後の設計等において，費用対効果を十分に検討したうえで，真に必要な機能・施設を整備していきます。

また，国庫補助や指定寄附などの財源確保に努めます。

5 施設の有効活用

部署の集約によって，空きスペースが発生する施設については，施設建設の趣旨，利用形態，施設の耐用年数等を考慮し，引き続き活用可能な施設については，関係団体等の利活用を検討していきます。

6 仮庁舎への移転

新庁舎建設は，現在の本館を撤去した後に，新庁舎を建設することとしており，本館に配置している部署などについては，新庁舎建設終了までの間，一旦仮庁舎に移転して業務を行う必要があります。

市民サービスの維持を図り，経費を最少限に抑制するため，仮庁舎の場所については，庁舎の近隣を前提として検討します。

資 料 編

1	三次市新庁舎建設事業市民懇話会	2 3
(1)	三次市新庁舎建設事業市民懇話会設置要綱	2 3
(2)	三次市新庁舎建設事業市民懇話会委員名簿	2 4
(3)	三次市新庁舎建設事業市民懇話会提言書	2 5
2	三次市新庁舎建設推進本部	3 5
(1)	三次市新庁舎建設推進本部設置要綱	3 5
(2)	三次市新庁舎建設推進本部委員名簿	3 7
(3)	三次市新庁舎建設推進本部幹事会名簿	3 8
(4)	三次市新庁舎建設推進本部プロジェクトチーム名簿	3 8

1 三次市新庁舎建設事業市民懇話会

(1) 三次市新庁舎建設事業市民懇話会設置要綱

(設置目的)

第1条 三次市新庁舎の建設を検討するに当たり、市民の意見及び提案を反映するため、三次市新庁舎建設市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇話会の任務)

第2条 懇話会の任務は、次に掲げる事項について、検討及び協議をし、その結果をまとめ市長に提言するものとする。

- (1) 新庁舎の規模及び機能に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 市内関係団体が推薦する者
- (3) 識見を有する者

3 委員の任期は、前条の任務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(懇話会の事務)

第6条 懇話会の事務は、総務部総務課において処理する。

(懇話会の解散)

第7条 懇話会は、第2条の任務が終了したとき、解散する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に開かれる懇話会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 三次市新庁舎建設事業市民懇話会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属	備 考
橋 本 清 勇	広島国際大学 工学部准教授	会長
細 川 喜一郎	三次商工会議所 副会頭	
山 村 恵美子	三次広域商工会 女性部副部長	副会長
富野井 利 弘	三次農業協同組合 総務部長	
山 田 満 之	三次地方森林組合 代表理事組合長	
高 木 正 道	三次市住民自治組織連合会 (十日市自治連合会 会長)	
増 田 はつ子	三次市住民自治組織連合会 (三和町自治連合会 事務局長)	
荒 瀬 淳 子	三次市 P T A 連合会 事務局員	
岡 崎 羊 子	三次市女性連合会 会長	
麓 知 子	三次市社会福祉協議会 理事	
山 根 秋 三	三次市老人クラブ連合会 会長	
村 井 憲 治	三次市身体障害者連合会 会長	
鈴 木 深由希	公募委員	
弓 掛 元	公募委員	
寺 重 三千子	公募委員	

(3) 三次市新庁舎建設事業市民懇話会提言書

平成23年12月2日

三次市長 増田和俊様

三次市新庁舎建設事業市民懇話会
会長 橋本清勇

三次市新庁舎建設について(提言)

三次市新庁舎建設事業市民懇話会は、市長から委嘱を受けた15名の委員で構成し、平成23年10月13日に設置されました。

市民懇話会では、10月13日から11月25日の間、計4回の会合を開催し、新庁舎の規模、機能及びその他必要な事項について、委員それぞれの立場から検討、協議を行いました。

その結果を、別添のとおりまとめましたので提言いたします。

市におかれましては、新庁舎建設事業に向けて、財政状況を勘案する中で、提言内容の実現に努めていただくよう要望します。

【三次市新庁舎建設事業市民懇話会委員】

会長	橋本清勇	副会長	山村恵美子
委員	細川喜一郎	委員	富野井利弘
委員	山田満之	委員	高木正道
委員	増田はつ子	委員	荒瀬淳子
委員	岡崎羊子	委員	麓知子
委員	山根秋三	委員	村井憲治
委員	鈴木深由希	委員	弓掛元
委員	寺重三千子		

三次市新庁舎建設について (提 言)

平成23年12月2日

三次市新庁舎建設事業市民懇話会

目次

- I 新しい「市庁舎像」
- II 思いやりにあふれた快適な市民空間の実現
 - 2-1 十分な駐車場の確保
 - 2-2 使いやすいバス停留所、タクシーや自家用車の乗降場
 - 2-3 待合スペースや窓口におけるバリアフリーデザイン、プライバシー確保
 - 2-4 利用者目線からデザインされた階段・エレベーター
 - 2-5 快適な衛生空間(洗面所、トイレ等)
 - 2-6 くつろげる多目的なスペース(多目的スペース、屋上庭園)
 - 2-7 随所に見られるバリアフリーデザイン、ユニバーサルデザイン
 - 2-8 環境共生型の建物
 - 2-9 職員にとっても快適な職場環境
- III 集約された利便性の高い行政サービス
 - 3-1 ワンストップサービス
 - 3-2 三次市の活性化促進、産業振興
 - 3-3 市民活動支援
- IV 防災性に優れた市庁舎
 - 4-1 建物の防災性能の確保
 - 4-2 災害時の情報集約・発信拠点、被災者支援拠点としての利用
- V 望ましい敷地や建物規模・配置について
- VI 市民に公開された計画・設計・建設プロセス

I 新しい「市庁舎像」

新しく建設される市庁舎は、平成の大合併を経て誕生した「三次市」を象徴する建物であることはもちろん、三次市の自然・風土、歴史や文化を継承し、産業・経済活動、市民活動を支援・発展する拠点としての役割を担うものである。また従来の市役所機能を備えると同時に、これからの市民ニーズに対応したものでなければならない。さらに市民に愛され、気軽に訪れられるような建物であることも重要であり、そのためには、既存の市庁舎を払拭するような建物外観、正面玄関、外構デザインが求められる。

ここでは、新しい「市庁舎像」として考えるべき点を以下の4つにまとめる。

論点1 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

近年、従来の役所機能のなかで、福祉、防災、市民協働分野での行政サービスが求められており、またそれらの横断的サービスも必要とされている。これまでの縦割りの行政サービスでは、一つの事柄の行政サービスを利用するために、利用者自ら、関連部署を移動することを余儀なくされるケースが見受けられた。これは特に行政サービスを必要とする高齢者や障がい者にとっては優先的に解決されるべきことである。

こうした状況を解決するためには、例えば各部署を新市庁舎に集約し、ワンストップサービスを実現することが考えられる。また市役所におけるコンシェルジュ的な人材を活用する方法もあるだろう。

論点2 市民生活のセーフティネットとしての役割

平時の行政サービスだけでなく、公共施設、特に市庁舎には、災害時、非常時において市民を守るセーフティネットとしての役割もある。例えば、地震や水害などの災害時には、被災した市民を支援する災害支援拠点として機能すると共に、その後、災害から復旧、復興する上での復旧・復興拠点としても機能することが求められる。市庁舎建物に対しては、建物そのものの防災性能はもちろん、様々な災害に対応しうる建物利用が可能な柔軟性も求められる。また災害時には高齢者や障がい者など社会的弱者が危険に晒されることが多いことから、特にそうした人々への配慮が求められるだろう。

論点3 市民協働の推進

これまで依存してきた行政サービスを市民が分担する動きがある。道路や公園などの里親制度、行政サービスの民間委託などである。事業検討、計画立案においても市民参加型プロセスが導入されるようになった。官依存から官民協働へと移行しているとも言える。新庁舎が担うべき機能においても、そうした官民協働を前提として、一部の機能は、民間企業や市民ボランティアに任せる部分があると考えられ、それらを組み込んだ機能再編は検討に値する。

論点4 市民に親しまれる建物

上記機能をサポートし、地域風土に根ざした市役所として機能するためには、庁舎へのアクセスのしやすさ、市民の憩い・くつろぎといったアメニティ、景観・町並みとの調和が求められる。また季節の移ろいを感じられる、周囲の自然環境に配慮するなど、環境共生時代にふさわしい建物であることも重要である。

Ⅱ 思いやりにあふれた快適な市民空間の実現

少子高齢化社会を迎え、庁舎へのアクセシビリティの重要性は高まっている。

特に高齢者や障がい者、乳幼児等を伴った保護者等に配慮して、駐車場、バス停留所、タクシーや自家用車の乗降場、待合スペース、窓口やカウンター、廊下・エレベーター・階段、洗面所やトイレ、授乳室や乳幼児用スペースなどは、バリアフリーデザイン、ユニバーサルデザインを取り入れた、利用者目線でのデザインが求められる。

もちろん書庫や備品スペースを確保し、什器や備品などが廊下や待合スペースなどにあふれ、来庁者の交通や利用を妨げることがあってはならない。庁舎内の収納計画は十分行われる必要がある。

さらに建物のエントランスなどは地域の素材を用いた三次らしいものとする等、三次市に相応しい形や色使いが求められる。

2-1 十分な駐車場の確保

駐車場については、現状の駐車可能台数では不十分であり、新庁舎建設にあたっては十分な駐車場の確保が求められる。

特に高齢者や障がい者、乳幼児等を伴った保護者に対しては、屋根の架かった「思いやり駐車場」等の駐車スペースを確保する。

十分な駐車場確保のためには、確保できる用地次第であるが、例えば、大規模な地下駐車場を設ける、周辺の民間用地の借り上げあるいは買い上げにより駐車場を確保する、などが考えられる。

駐車場の利用にあたっては、市庁舎利用以外の目的で駐車する車を排除するため、ゲートシステムと駐車場利用有料化（市庁舎利用の場合は無料）も検討することが望ましい。

2-2 使いやすいバス停留所、タクシーや自家用車の乗降場

少子高齢化社会を迎え、今後、バスやタクシーの利用、あるいは、家族による自家用車での送迎が増えると考えられる。そのためバス停留所、タクシーや自家用車の乗降場を設け、容易に快適に利用できるようデザインされることが望ましい。

特に、悪天候時にも利用できることが望ましいことから、例えば、バス停留所はできるだけ市庁舎に近接して設ける、バス停留所や乗降場から庁舎入り口までのアプローチには屋根を架ける、バス停留所や乗降場を地下に設ける、送迎用待合スペースを設ける、などの工夫が考えられる。

2-3 待合スペースや窓口におけるバリアフリーデザイン、プライバシー確保

待合スペースや窓口では、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーデザインとともに、利用者のプライバシーを確保する工夫が求められる。

窓口では、高齢者や障がい者のための窓口には十分な椅子を置く、音声だけでなく番号表示による呼び出しを行う、などが考えられる。

プライバシー確保が必要な窓口では個室や衝立を設けることが望ましい。

乳幼児を伴う保護者が、安心して遊ばせられるキッズスペース等を設ける。

2-4 利用者目線からデザインされた階段・エレベーター

高齢者や障がい者にとって特に障壁（バリア）となりやすい階段やエレベーターではより慎重な配慮が求められる。

エレベーター前の障がい者用音声案内を設けることは有効である。ただし、単に基準に沿った設置では役に立たない音声誘導システムとなる可能性もあり、計画・設計時に利用者との検討の機会を設けるなど利用者目線にたってデザインする必要がある。

2-5 快適な衛生空間（洗面所、トイレ等）

利用者が心地よく利用できる洗面所やトイレが求められる。

特に、便器の数や種類、使い勝手、空間デザインでは、高齢者や障がい者、乳幼児を伴った保護者等に配慮し、空間や設備を計画する必要がある。

2-6 くつろげる多目的なスペース（多目的スペース、屋上庭園）

市民同士、あるいは市民と市職員が自由に交流、談話が出来るようなスペース、あるいは、カフェスペースなど休憩や飲食ができるスペースを確保することが望ましい。またそうしたスペースは、自然採光、花壇や庭など緑も取り入れた空間であると良い多目的なスペースを設ける、展望や安らぎの空間として屋上を開放する、ミニコンサート等が開催できるエントランスホールを設ける、などが考えられる。

またこうした多目的なスペースを安心して利用できるよう、全ての箇所に最大限の安全対策を講じることも必要である。

2-7 随所に見られるバリアフリーデザイン、ユニバーサルデザイン

市庁舎のあらゆる場所で、バリアフリーデザイン、ユニバーサルデザインが取り入れられるべきである。

サイン計画においては、高齢者や障がい者にとって分かりやすい標示、色分けとする特に市民サービスや福祉関係に関する部署では十分に配慮する。

特に、各部の計画・設計にあたっては「利用者の声」を取り入れることが重要である

2-8 環境共生型の建物

三次市の気候風土に根差した建物とすることが望まれる。そのため建物は、夏・冬ともに熱効率のよい寒冷地にふさわしいものとする、雨水や地下水を利活用する、緑をふんだんに取り入れる、太陽光発電システムを取り入れる、などが考えられる。

2-9 職員にとっても快適な職場環境

日々仕事をする職員が働きやすい職場環境とすることも求められる。職員の昼食場所休憩場所にも快適性が求められる。

Ⅲ 集約された利便性の高い行政サービス

新市庁舎には、利用度の高い部署を集約し、機能的に配置することが求められる。公文書、証明書発行事務や福祉部門の利用度が高いと思われるが、こうした集約・配置の過程では、IT技術や自動交付機等の利用可能性についても同時に検討が行われるべきである。

また、特に優先すべき市役所利用者層である、高齢者、障がい者、乳幼児を伴った保護者等の利用を念頭に置きながら、部署の集約・配置が検討されることが望ましい。

3-1 ワンストップサービス

市庁舎の機能集約にあたっては、特に「ワンストップサービス」がスムーズに行われるよう、窓口や部門の設計上の配慮が求められる。特に市民サービスや福祉を優先することが求められる。

ただし、これは単なる窓口や部門の集約にはとどまらず、担当職員、利用者、必要な駐車台数も増える。確保できる敷地・建物規模、駐車場を考えたとき、一箇所に全ての部門を集めるのではなく、IT技術などを用いて利用者の移動を少なくする仕組みを導入することも考えられる。

3-2 三次市の活性化促進、産業振興

三次市には優れた産業や観光資源がある。そうした地域資源を生かすため、企業誘致活動を行うスペースを設けることが考えられる。例えば、三次市の産業や資源を紹介するような展示やスペースを設けることが考えられる。

3-3 市民活動支援

ボランティア、各種団体の活動支援（会議、手続・連絡事務）が求められる。そのための会議室や多目的室などを最大限確保することが望ましい。ただし、まちづくりセンターや福祉保健センターなど既存公共施設の利用も含めた検討が必要である。またそれらの場所を効率的に利用できるよう手続きを一元化する工夫も必要である。

IV 防災性に優れた市庁舎

▼新しく建設される市庁舎には、防災拠点としての機能（一時避難場所、災害後のアフターケア、食料及び情報の集約・提供）も求められる。その際、建物そのものの防災性能だけでなく、高齢者や障がい者、乳幼児等の災害弱者に配慮した計画や設計も必要である。

4-1 建物の防災性能の確保

建物は想定される災害に対して十分に耐えうる構造とする。

地震に対しては、建物の耐震性が確保されるよう、建物そのものの強度を高める、免震などの技術を取り入れる、などの計画・設計がなされることが求められる。

また水害に対しては、例えば、重要機能は、水没の可能性がある1階を避け、2階以上に設けることが考えられる。

4-2 災害時の情報集約・発信拠点、被災者支援拠点としての利用

災害発生時には、行政による災害情報の収集・発信の拠点として機能することが重要である。

また同時に、被災者の避難・支援の場としても機能するべきである。例えば、会議室や屋上等を別の利用が出来る造りが望ましい。また市民（特に高齢者、障がい者）にとって使いやすくすることも重要である。

さらに備蓄庫を備えたフロアを設ける、災害時に屋上をヘリポートの発着場所にするなども考えられる。

V 望ましい敷地や建物規模・配置について

新市庁舎に求められる機能を具備する上で、適切な敷地や建物規模については、求められる機能との兼ね合い、利用者数（人口推移、人口・世帯構成の変化、等）、職員数（部署数、庁舎収容行政サービス、等）、建物機能（情報、防災、アメニティ、環境、等）を考慮しながら検討する必要がある。

ただ、先述のような快適な市民空間、集約された利便性の高い行政サービス、防災性を兼ね備えた市庁舎を実現するためには、現在の敷地内は十分な面積であるとは言えない。よって、現行法規・制度に照らしながら、積極的に周辺の土地を取得するなどして、十分な敷地面積を確保することが望ましい。また過度なデザインは避けるとともに、既存施設を十分に活用することに配慮することも必要である。

しかし敷地確保の方法については、現在の敷地内で建設する案、周辺の民間敷地を取り入れる案、広島県三次庁舎との相互移転案等、意見は分かれた。これは、どの程度の行政サービスを新市庁舎に集約するのか、周辺用地はどの程度取得できる可能性があるのか、関係部署・団体等との交渉はどの程度可能か、といった様々な前提条件により、適切と思われる敷地、建物配置は異なることが理由と考えられる。中長期的な見通しから隣接する周辺用地の取得を積極的に行う立場に立てば、今後、市役所中央通り側の隣接地の取得を考慮して、新市庁舎の建物配置を検討することも考えられる

なお、駐車場確保が問題であることは明らかである。「地下駐車場や立体駐車場等を設ける」または「将来に隣接用地を取得する」と仮定しても、周辺の民間用地の借り上げや買い取りによる用地確保を行うことは不可欠であると考えられる。

VI 市民に公開された計画・設計・建設プロセス

新庁舎建設事業においては、可能な限り透明性を確保する。

言うまでもなく、ここで述べた様々なニーズを実現することが望まれるが、他方、財政、既存敷地・施設、維持管理などを考慮すべき事項があるのも事実である。基本方針策定から計画・設計のプロセスにおいて、「何を優先し選択するのか」を判断することは非常に重要であり、そこに十分、市民ニーズを反映されることが望ましい。そうした観点から、市役所内部やコンサルタント等専門家にとどまることなく、広く市民に公開された形で、建設事業がなされることが望ましい。

そのため、例えば、基本計画立案段階での市民意見の取り込み、公開設計プロポーザル方式の採用、ホームページ等を利用した積極的な情報公開、市民と行政を交えた意見交換の場の設定、パブリックコメントの実施、などが考えられる。なお、選定された設計者、施工者に対しては、市民ニーズを十分に反映する努力が望まれる。

また建設決定後は、着実に速やかな事業実施が望ましい。

2 三次市新庁舎建設推進本部

(1) 三次市新庁舎建設推進本部設置要綱

(設置)

第1条 三次市新庁舎の建設を推進するため、三次市新庁舎建設推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 新庁舎建設事業全般に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は新庁舎建設を所管する部を担当する副市長を、副本部長は他の副市長及び教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1のとおりとする。

(職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の指示を受けて所掌事務に従事する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要があると認めたとときに招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部から付託された案件について、調整及び協議する。
- 3 幹事会の委員は、別表第2のとおりとする。

(プロジェクトチーム)

第7条 幹事会の下に、プロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは、幹事会から付託された案件について、調査及び研究を行う。
- 3 プロジェクトチームの会議は、必要に応じて事務局長が招集する。
- 4 プロジェクトチームの構成員は別表第3のとおりとする。

(本部員以外の者の会議等への出席)

第8条 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議等に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めること

ができる。

- 2 前条の規定により設置された組織から求められたものについては，本部長から求められたものとみなす。

(事務局)

第9条 本部，幹事会及びプロジェクトチームに関する事務は，総務部総務課において処理する。

- 2 事務局に局長を置き，総務部総務課長をもって充てる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか，本部の運営に関し必要な事項は，本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は，平成23年7月14日から施行する。

(部付課長の特例)

- 2 別表第3中その職が2人以上あるときは，年齢の多少によりその1人をプロジェクトチームの構成員とする。

別表第1（第3条関係）

総務部長，財務部長，地域振興部長，総合窓口センター部長，福祉保健部長，子育て支援部長，市民病院部事務部長，産業部長，建設部長，水道局長，君田支所長，布野支所長，作木支所長，吉舎支所長，三良坂支所長，三和支所長，甲奴支所長，議会事務局長，教育委員会教育次長，その他本部長が必要と認める職員

別表第2（第6条関係）

総務部長，財務部長，地域振興部長，建設部長，その他本部長が必要と認める職員

別表第3（第7条関係）

総務部総務課長，総務部危機管理課長，財務部財政課長，財務部管財課長，地域振興部企画調整課長，建設部付課長，建設部都市整備課長，建設部建築住宅課長，総務部総務課行政係長，総務部総務課職員係長，総務部危機管理課危機管理係長，財務部財政課財政係長，財務部管財課管財係長，財務部管財課用地係長，地域振興部企画調整課企画調整係長，建設部都市整備課都市整備係長，建設部建築住宅課建築指導係長，その他事務局が必要と認める職員

(2) 三次市新庁舎建設推進本部委員名簿

役職名	職名	氏名	備考
本部長	副市長	高岡雅樹	
副本部長	副市長	津森貴行	
副本部長	教育長	児玉一基	
本部長	総務部長	元廣修	
本部長	財務部長	中原環	
本部長	地域振興部長	藤井啓介	
本部長	君田支所長	平岡淳	
本部長	布野支所長	反田博美	
本部長	作木支所長	瀧奥祥二郎	
本部長	吉舎支所長	藤原晴彦	
本部長	三良坂支所長	渡辺健次	
本部長	三和支所長	行原雅典	
本部長	甲奴支所長	小川恒	
本部長	総合窓口センター部長	瀧奥恵	
本部長	福祉保健部長	森田和利	
本部長	子育て支援部長	谷本富美江	
本部長	市民病院部事務部長	田邊俊	
本部長	産業部長	堂本昌二	
本部長	建設部長	花本英蔵	
本部長	水道局長	上岡譲二	
本部長	議会事務局長	福永清三	
本部長	教育委員会教育次長	白石欣也	

(3) 三次市新庁舎建設推進本部幹事会名簿

職名	氏名	備考
副市長	高岡 雅樹	本部長
総務部長	元 廣 修	本部員
財務部長	中 原 環	本部員
地域振興部長	藤 井 啓 介	本部員
建設部長	花 本 英 蔵	本部員

(4) 三次市新庁舎建設推進本部プロジェクトチーム名簿

職名	氏名	備考
総務部総務課長	大 鎗 克 文	事務局長
総務部危機管理課長	尾本原 勇 人	
財務部管財課長	丸 亀 徹	
財務部財政課長	日 野 宗 昭	
地域振興部企画調整課長	山 本 直 樹	
建設部付課長	北 台 幸 祐	
建設部都市整備課長	坂 本 高 宏	
建設部建築住宅課長	坂 井 泰 司	
総務部総務課行政係長	新 田 泉	
総務部総務課職員係長	長 田 瑞 昭	
総務部危機管理課危機管理係長	鎌 倉 正 樹	
財務部管財課管財係長	吉 川 一 也	
財務部管財課用地係長	藤 岡 一 興	
財務部財政課財政係長	曲 田 憲 司	
地域振興部企画調整課企画調整係長	杉 原 達 也	
建設部都市整備課都市整備係長	沖 田 一 正	
建設部建築住宅課建築指導係長	大 前 安 史	
備北地区消防組合警防課長	錦 織 康 雄	